平成２８年（フ）第９号
広島県福山市駅家町大字万能倉599番地11
債務者　鍵森夕紀子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３６号
愛媛県松山市吉藤５丁目１番17号　エルホワイトⅡ　103号
債務者　北村　靖子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地の123
債務者　山下　恒存
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１４０号
福島県郡山市富田町字坦ノ腰２番地の54、前住所福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原328番地　ウイングコートⅡ105
債務者　屋敷俊太郎
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
北九州市小倉北区片野４丁目14番23―205号
債務者　岡村　由美（旧姓小橋）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４４号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘８番１―707号
債務者　片岡　政文
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６６５号
千葉県柏市若柴361番地１　サンシャイン柏の葉402号
債務者　櫻井　　修
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１号
千葉県松戸市新松戸南２丁目123番地　ジュネスハイツＡ―201号
債務者　畠野　一夫
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７８２号
名古屋市北区城東町６丁目130番地　城東浅田荘５号
債務者　柚口ふく子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９７５号
名古屋市中川区打出２丁目15番地　ヴェルドミール202号
債務者　松村　尚子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９５号
愛知県知多市岡田美里町28番地　プリミエール美里102、従前の住所愛知県知多市新舞子字竹ノ花106番地の22　新舞子ビューハイツ202
債務者　齋藤　次身
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８７号
青森市幸畑３丁目１番27号　ラ・ネージュポムズⅡ106号
債務者　前田比登美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
青森市千富町２丁目８番10号　佐藤アパート１階３号
債務者　手塚　達也
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
神奈川県伊勢原市小稲葉1004番地　グリーンシティＢ―202号
債務者　濱名　　栄
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６０号
神奈川県厚木市鳶尾５丁目14番15号　広川ハイツ１―Ａ、前住所神奈川県厚木市みはる野１丁目48番８号
債務者　寺久保利薫
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８００号
愛知県海部郡大治町西篠字高場69番地１　ＮＥＳＴ206号室、住民票上の住所愛知県稲沢市祖父江町祖父江北方86番地２
債務者　北野　綾子（旧姓今林）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部